

※令和6年4月制度改正により単位数等を追加・変更しました。

釧路市 訪問型サービス(訪問介護相当)サービスコード表

釧路市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型サービス(訪問介護相当)11	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	1,176	1月に つき		
A2	1211	訪問型サービス(訪問介護相当)12		1週に2回程度の場合	2,349			
A2	1321	訪問型サービス(訪問介護相当)13		1週に2回を超える程度の場合	3,727			
A2	2411	訪問型サービス(訪問介護相当)21	1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当、訪問型サービスである場合	287	1回に つき		
A2	2511	訪問型サービス(訪問介護相当)22		生活援助が中心である場合所要時間20分以上45分未満	179			
A2	2621	訪問型サービス(訪問介護相当)23		生活援助が中心である場合所要時間45分以上	220			
A2	C211	訪問型サービス(訪問介護相当)訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	12単位減算	1月に つき	
A2	C212	訪問型サービス(訪問介護相当)訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			1週に2回程度の場合			23単位減算
A2	C214	訪問型サービス(訪問介護相当)訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			1週に2回を超える程度の場合			37単位減算
A2	C216	訪問型サービス(訪問介護相当)訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当、訪問型サービスである場合		3単位減算	1回に つき	
A2	C217	訪問型サービス(訪問介護相当)訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		生活援助が中心である場合所要時間20分以上45分未満		2単位減算		
A2	C218	訪問型サービス(訪問介護相当)訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		生活援助が中心である場合所要時間45分以上		2単位減算		
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月に つき	
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算			
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算		1回に つき	
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算			
A2	4001	訪問型サービス(訪問介護相当)初回加算	初回加算		200単位加算	200	1月に つき	
A2	4003	訪問型サービス(訪問介護相当)生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算		
A2	4002	訪問型サービス(訪問介護相当)生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算		
A2	6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	口腔連携強化加算		口腔連携強化加算	50単位加算	50	月1回 限度
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の137/1000加算	1月に つき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の100/1000加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の55/1000加算	
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の63/1000加算	
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の42/1000加算	
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000加算			

※令和6年4月制度改正により単位数等を追加・変更しました。

釧路市 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表

平成29年4月1日以降に訪問型サービスAの指定を受けた全ての事業所用

釧路市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1121	訪問型サービスA(緩和した基準による)11	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	1,058	1月につき		
A2	1221	訪問型サービスA(緩和した基準による)12		1週に2回程度の場合				
A2	2421	訪問型サービスA(緩和した基準による)21	1月当たりの回数を定める場合		258	1回につき		
A2	C221	訪問型サービスA(緩和した基準による)訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	11単位減算	-11	1月につき
A2	C222	訪問型サービスA(緩和した基準による)訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2			1週に2回程度の場合	21単位減算	-21	1月につき
A2	C226	訪問型サービスA(緩和した基準による)訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2.1		1月当たりの回数を定める場合	3単位減算	-3	1回につき	
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算			1月につき
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算			
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算			
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算			1回につき
A2	4011	訪問型サービスA(緩和した基準による)初回加算	初回加算		200単位加算		200	1月につき
A2	4013	訪問型サービスA(緩和した基準による)生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4012	訪問型サービスA(緩和した基準による)生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6112	訪問型サービスA(緩和した基準による)口腔連携強化加算	口腔連携強化加算		50単位加算		50	月1回限度
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算		1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算		
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算		
A2	6281	訪問型サービススペースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000加算			

※訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)サービスコード表6001～8002(6112除く)まではA2において共通のサービスコードです。